

議員提出第38号議案 神戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件に対する修正案

議員提出第38号議案 神戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件の一部を次のように修正する。

附則中「平成31年4月1日」を「平成32年4月1日」に改める。

理 由

本条例案は平成31年4月1日を施行の日としているが、判例等に倣い、チェック・オフ廃止のために諸般の準備や調整が必要であることを考えると、一定の猶予期間が必要である。

以上のことから、本条例案を修正する必要があるため。